

令和7年度 学校経営方針

王寺町立王寺南義務教育学校

I はじめに

令和4年度に校舎分離型の義務教育学校として本校は開校した。校舎一体型の北と併せて2校の義務教育学校を王寺町が設置し、町立義務教育学校として共通の学校教育目標を設定して9年間の小中一貫教育を推進している。本校では、第4学年までが学ぶ太子学舎と第5～9学年が学ぶ畠田学舎のそれぞれの特徴を生かした教育を推進すべく、開校初年度には特に以下の取組を実施した。

- ① 太子学舎において、第4学年の児童会活動として「スマイル活動」を計画・実施。
- ② 畠田学舎において、第7～9学年では、令和7年度より授業時数特例校として文部科学省へ申請し、個別最適な学習に向けた取組を実施する。第5、6学年では、算数科、理科、外国語科、音楽科において専科指導を実施、さらに、学級担任での授業交換による教科担任制を実施する。
- ③ 第5、6学年児童の部活動体験を実施。そのシステム(2、3学期に希望制で週1回1時間程度の活動を実施。前期課程教員も全員が部活動に所属し、後期課程の担当と協力して指導。前期課程教員については、部活動体験以外に週1回1時間程度、部活動指導に協力)を構築。
- ④ 学舎間の情報共有の一手段として、両学舎の取組を併載した学校通信を月一回程度、学校ホームページに掲載。

開校4年目の本年度は、初年度からの取組を継続するとともに、より有効な取組へと見直しを図る。また、最大の課題として学舎間の情報共有とともに一体的な学校運営の実施が困難であったことを踏まえ、初年度から学舎間異動した前期課程教員の識見を学校運営に生かすようにし、より一体的な学校運営の実施につなげる。学舎間異動については、今後も計画的に実施する予定。

学校通信等による情報発信、PTA役員、学校評議員からの意見聴取など、より一層、家庭・地域に開かれた学校づくりを進める。また、児童生徒の願いや教職員の創意を生かし、家庭・地域との協働や幼稚園等との連携の充実による特色ある教育活動の創造に取り組む。

2 学校教育目標

「学び続けて未来を拓く ～自律 挑戦 協創～」

〔学校教育目標〕

『 学び続けて未来を拓く 』

自律 「自分で考える力」	自分で考え、判断し、決定し、行動できる
挑戦 「やり抜く力」	困難な事に挑む
協創 「人を大切にする力」	いろいろな人と王南で学び、その成果をわかちあう

3 目指す児童・生徒像

◆1～4年生(習得期)

- ◎主体的な学びの基礎を身に付け、自分のことは自分でできる子ども(学び)。
- 自分のことは自分で行い、苦手なことにも努力して取り組むことができる子ども(自律)
- 身の回りのことに関心を持ち、自分がやりたいことに全力で挑戦できる子ども(挑戦)
- 友だちとつながりあい、協力できる子ども(協創)

◆5～7年生(充実期)

- ◎主体的に学び、自分の考えを積極的に表現できる子ども(学び)
- やろうと決めたことややるべきことを最後まで粘り強く取り組むことができる子ども(自律)
- 自分が決めた目標に向かって、失敗を恐れず前向きに挑戦できる子ども(挑戦)
- 誠実に自分の気持ちを伝え、思いやりをもって接することができる子ども(協創)

◆8、9年生(発展期)

- ◎自分の個性や能力をいかした生き方を探求し、学び続ける子ども(学び)
- 何事も前向きにとらえ、高い目標を立て強い意志をもって取り組む子ども(自律)
- 自分の生き方に対してビジョンを持ち、粘り強く挑戦できる子ども(挑戦)
- 人の話を深く聴き、多面的・多角的に世の中を見ることができる子ども(協創)

4 目指す教職員像

- 全ての子どもの成長を信じる教職員
- 自ら学び続け、学ぶ喜びを伝える教職員
- 子どもや保護者に信頼される教職員
- チーム学校の一員として真摯に取り組む教職員

5 義務教育学校として重視する指導

(1)9年間の系統性を生かした指導

9年間の系統的な指導計画を作成し、学びの連続性を確保する。学び続け、専門性を高めた教員が指導に当たることにより、系統的、計画的で一貫性のある指導を実施する。

(2)専門性を生かした指導

専門性を生かした指導に加え、きめ細かな指導を生かし、指導の充実を図る。第1学年から第4学年までの「習得期」では、これまでと同様に学級担任制で、8、9年生の進路選択の時期になる「発展期」では教科担任制で指導を行う。前期課程と後期課程の接続期に当たる第5、6学年から第7学年へとつながる「充実期」では、第5、6学年では学級担任制を基本としつつ算数科、理科、外国語科、音楽科などで教科担任制を取り入れ、さらに、学級担任での授業交換による教科担任制を実施し、7年生への移行がスムーズにできるようにすることで、いわゆる「中1ギャップ」が生じにくい指導体制の実現を図る。

(3) 生徒指導、教育相談の充実

全教職員で児童生徒の実態を共有し、9年間を見通した系統的、計画的な生徒指導や教育相談の実現を図る。生徒指導については、組織的な対応を実施し、「習得期」の段階から充実した指導を進める。教育相談については、学級担任制の下できめ細かく把握してきた児童の実態を引き継ぎ、充実した教育相談につなげる。

(4) 9年間を見通した特別支援教育の実施

義務教育を終えた後の進路保障を学校の特別支援教育の核に据え、1年生の段階から、9年生を終えた後の生徒の姿を見通した個別の教育支援計画や指導計画を作成する。作成に当たっては、保護者と共に特別支援教育部が中心に作成し、児童生徒の状況変化や成長に応じて修正を加えながら、適切な指導と必要な支援に努める。

(5) 1年生から9年生までの児童生徒の交流の充実

メディアセンターやランチルームの活用などにより、異学年の交流や太子学舎・畠田学舎の児童生徒が交流する機会を積極的に設定する。より広い世代の児童生徒が支え合う機会を意図的につくり、「支えることで実は自分自身も支えられている」という実感をもつなど、豊かな人間性の育成を図る。

(6) 各学舎の特長を生かした指導

第1～4学年の児童が学校生活を送る太子学舎では、最高学年となる第4学年が、下学年をはじめ学校全体の児童のための活動を中心的に行うことにより、主体性や積極性、責任感、達成感や自己有用感などを育み、社会性の伸長を図る。

畠田学舎では、第5学年の段階から教科の専門的な指導を実施することで、第9学年までの系統的、計画的で一貫した指導を通して、学力の向上とともに、教科の面白さや魅力を感じることができるような指導の充実を図る。

また、第5、6学年では、低学年と離れ第7学年の生徒をリーダーとする「充実期」の新たな集団や「発展期の」第8、9学年と学校生活を送ることで、早い時期から教科学習や部活動体験などを通して、より専門性の高い活動の中で個々の力の伸長を図る。第7学年は「充実期」のリーダーとしてリーダーシップを発揮する機会を設定し、社会性の伸長につなげる。

進路選択の時期になる第8、9学年の「発展期」では、これまでの教科担任制で行ってきた指導のメリットを引き続き生かすとともに、義務教育学校全体のリーダーとして、児童生徒会の運営を通して、社会参画に向けた資質の向上を図る。

6 学校教育目標の達成に向けた指導の重点

(1) 各教科等

ア、各教科

- ・主体的な学習態度の定着を図るため、学ぶ「めあて」の確認と学習の振り返り等を重視し、身に付いた力や課題を自ら把握できるようにする。
- ・基礎的な知識・技能の習得とそれらを活用するための思考力、判断力、表現力等を育成するため、ノート指導や反復学習をはじめ記録、説明、要約、話し合い等の言語活動を重視する。
- ・言語能力の向上のため、「朝の読書」「ヒブリオバトル」など学校図書館とも連携して読書活動を充実するほか、国語科等の学習においてテキスト(情報)を理解するための力、発話により表現するための力の育成に取り組む。
- ・総合学力調査・デジタルドリルや、RST(リーディングスキルテスト)及び県教育委員会の汎用的基礎読解力向上のための調査研究を活用し、個別最適化の時間[『いつやるの? いまでしょ!』(いついま)]の活用などにより、個・集団の学力の向上や授業改善、指導力の向上を図る。
- ・運動への意欲を高め体力等の向上を図るため、体育の学習以外に「レインボー集会」、「さわやかタイム」、全校縄跳び、駆け足習慣、マラソン大会等の取組を実施する。また、外遊びを励行し、体力・運動能力調査等を活用するなど、取組の充実を図る。
- ・プログラミング教育をはじめ教科等の学習の充実を図るため、デジタル教科書やAIドリル、電子黒板、児童生徒用のPC端末等、学習ツールとして効果的なICT活用を進める。
- ・全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して、新たな学びの実現による学校教育の質を向上させる。

イ、特別の教科 道徳

- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を、道徳科を要として、各教科等の特質に応じて図る。
- ・道徳科において、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、人間としての生き方について、体験を振り返って話し合うなど実感を伴った学習となるよう工夫する。

ウ、外国語活動、外国語科

- ・英語をはじめとする外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するため、学級担任と英語専科教員、ALTが連携して取り組む。

エ、総合的な学習の時間

- ・探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自ら課題を立て、情報収集、整理・分析、まとめ・表現することができるようになる。
- ・学習に主体的・協働的に取り組み、互いのよさを生かしながら積極的に参画しようとする態度を養う。

・3年生で「地域理解」、4年生で「防災」、5年生で「環境、キャリア教育」、6年生で「平和、国際交流」、7年生で「SDGsに関する学習、福祉体験学習」、8年生で「職業に関する学習、福祉体験学習」、9年生で「平和学習、進路学習」をテーマとし、児童生徒等の実情に応じて取り組む。

オ、特別活動

- ・様々な集団活動に自主性、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを重視し、合意形成や意思決定による課題解決、人間関係形成、他者と協働する集団活動への積極的参画などの資質・能力を育成する。
- ・自然体験活動やボランティア活動等として、野外活動、明神山登山、クリーンタイム、「ポエム」との交流、その他の活動の充実を図る。
- ・自主的、実践的な集団活動として、各学級・学年での活動やレインボー集会、アルミ缶回収などの児童会及び生徒会活動、その他の活動の充実を図る。

(2) 特別支援教育

- ・特別支援コーディネーターを中心に、支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容を検討するため、校内委員会を設置し、必要に応じてケース会議を行うなど学校全体がチームとして支援に取り組む体制構築に努める。
- ・保護者や関係機関等と連携し、一人一人の教育ニーズに応じた個別の教育支援計画を作成するとともに、それを基に学校生活や各教科等の指導における目標や内容等を示した個別の指導計画を作成し、活用する。併せて、個々の障害の状態等に応じて自立活動をはじめとする特別の教育課程を編成し、当該児童生徒や保護者の理解を得て継続した指導を行う。
- ・児童生徒のアセスメントや発達障害等に関する指導力向上のために、通級指導教室担当教員をはじめ外部の専門家、特別支援学校のセンター的機能等を積極的に活用する。

(3) 生徒指導

- ・児童生徒とのふれあいを通して一人一人を深く理解し、児童生徒の自己実現を支援するとともに、充実した学校生活を送り、基本的なきまりを進んで守ろうとする態度を育てる。
- ・学校生活において挨拶の励行、全校朝会等での生活目標の確認を学校全体でチームとして取り組む。
- ・特別活動において、朝の会や帰りの会の充実、縦割りでの活動等による人間関係形成、清掃活動等による勤労観や自己有用感の醸成に努める。

・きめ細かな児童生徒理解と関係機関との連携等により、心の教室（ヒールーム）の配置など教育相談機能の充実に努める。問題行動等生徒指導上の諸問題に対しては、いじめに関するアンケート等も適切に活用し、初期対応を適切に行うとともに、報・連・相による全教職員の情報共有や対応方針の意思決定をはじめ、学校全体でチームとして対応する。

- ・安全で安心な校外生活に向け、地区児童会や下校会の充実、交通安全の日等の登校指導、1日・15日の立哨指導、その他地域子ども会等関係団体との連携に取り組む。

(4) 道徳教育

・本校で進める道徳教育においては、特に次の内容について学校の教育活動全体を通じて行うことを重点目標とする。

①自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

〔自主、自律、自由と責任〕

②礼儀に意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。〔礼儀〕

③生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

〔生命の尊さ〕

・道徳科の指導方針として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習とするため、展開における発問や問い返し、板書、ワークシート、導入・終末、体験を振り返るなど実感を伴った活動、討論の場の設定等の工夫を進めることとする。

・別に定める本校道徳教育の全体計画や道徳科の年間指導計画に基づき、道徳教育推進担当教員を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する。

(5) 人権教育

・児童生徒の自尊感情、自他の人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な態度の育成に努め、児童生徒の言語環境をはじめ学校内に自他の人権が大切にされる雰囲気を醸成する。

・いじめ問題等が学校における人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に向け道徳教育の充実を図るとともに、児童生徒がいつでも思いを受け止めてもらえる安心感のある学級、学年、学校風土の醸成に努める。その上で、いじめに関するアンケート等を児童生徒の声を聞き取る機会の一つとして適切に活用し、いじめの防止や安全の確保に役立てる。

・「ポエム」との交流、授業参観や懇談、その他の研修会等を実施し、児童生徒や教職員の人権に関する知的理解や人権感覚の涵養とともに家庭・地域への啓発を行う。

(6) 安全教育

・児童生徒が自然災害や犯罪、事故等の危険から身を守るために、防止方法等についての理解を深め、様々な危険の予測と危機回避の能力を身に付けることを目指す。さらに、共助や地域の担い手として活躍する人材育成を目指した実践的な安全教育を推進する。

・学校安全計画や危機管理マニュアルを整備し、安全な学校生活のためのきまり等に関する指導を徹底するとともに、災害や事件、事故を想定した安全指導として避難訓練、交通安全教室、防災・防犯を目的とした訓練等を家庭、地域とも連携して実施し、安全で安心な学校づくりに努める。また、8、9年生では、地域の一員として、低学年や高齢者などの社会的弱者の支援をすることへの意識の醸成を図る。

7 学校教育目標の達成に向け重視する取組

(1) 指導方法の工夫改善

ア、授業構想、展開の工夫

- ・基本的な学習規律について教職員が共通理解し、学校全体で指導を徹底する。
- ・単元等の学習計画の提示を工夫し、児童生徒が見通しをもって学習に取り組めるようにする。
- ・授業の導入（目標確認等）と振り返りの位置付けを工夫し、児童生徒がその授業で学んだことや身に付けた力などを自ら確認できるようにし、主体的な学習姿勢を育む。
- ・学習目標を達成するために、話し合い活動、表現活動等の効果的な設定や、身に付けた知識や技能の活用を図る学習活動などを工夫し、思考力・判断力・表現力を育む。

イ、自主的、実践的な集団活動の工夫

- ・「習得期」の段階から自主的、実践的な学校生活への意欲や態度、能力の育成に努める。
- ・様々な集団活動に自主性、実践的に取り組み、集団生活上の課題の発見と課題解決のための合意形成や意思決定を重視し、課題解決や人間関係を形成する力の育成を図る。
- ・集団で決定することや、決定したことの実行による達成感や自己有用感を獲得できるようにし、他者と協働する集団活動へ積極的に参画しようとする意欲や態度を育てる。

ウ、研修の充実

- ・校内授業研究等の職員研修を計画的に実施し、自らの指導の工夫・改善や指導力の向上に努める。

(2) 学校力の向上

ア、教職員が力を発揮できる環境の整備

- ・各学級、学年等の課題共有や解決策の協議、外部講師による講義、その他の研修機会の充実を図り、豊かな人権感覚や広い視野、高い指導力等の獲得に努める。
- ・教職員それぞれの専門性や得意分野等を生かせる業務の在り方や体制づくりを工夫し、チーム学校として課題や危機に組織対応できる学校づくりに努める。
- ・教職員が児童生徒と向き合う時間や、そこで効果的な指導を行うために必要な時間を十分確保するため、学校全体で業務改善に取り組むなど、働き方改革を推進する。

イ、学校評価の活用

- ・適切な評価項目や評価指標を設定し、学校関係者のアンケート等も参考にして信頼性のある自己評価の実施に努める。
- ・自己評価を基に成果や課題を全教職員で明らかにして共有し、改善方策等の検討を行うことをはじめ、教職員が学校運営に参画し、学校改善を推進する。
- ・学校関係者評価を行い、家庭・地域をはじめ学校関係者とも課題や改善方策等を共有し、学校改善に向けた協力や支援の一層の充実を図る。

(3) 地域と共にある学校づくりの推進

ア、家庭・地域への情報発信

- ・各種通信や懇談会、役員会等を通じた情報発信や、定期的な授業参観等の実施など積極的な学校公開に努め、学校理解の促進を図るとともに説明責任の履行に努める。
- ・学校評議員制度等を活用し、地域の意見の聴取や地域との課題の共有を図るなど、地域と連携して学校運営を円滑に進める。

イ、地域との交流や地域人材の活用

- ・郷土に関する学習活動等の充実に向け、児童生徒や教職員が地域との交流を深め、地域での学習の際の見守り活動やゲストティーチャーなど、地域人材による支援を積極的に求める。
- ・学校が求める地域の人材と、地域で学校のために活動したい人材とのマッチングや、新たな地域資源、人材の発掘等を行うなど、学校コミュニティ協議会の活用を図る。